

# 1 経済の好循環

## (3)生産性の向上 ⑥半導体産業に対する支援

### 国への提案事項

#### 1 研究開発・投資に対する継続的な支援の実施

- 半導体企業の国際競争力維持・強化のためには、数千億円単位の研究開発・生産設備への継続投資が必要不可欠であり、引き続き支援を行うこと。
- 半導体企業等の活動しやすい環境整備には、用地や工業用水、再生可能エネルギー等の電力の確保とあわせ、排水処理施設及び周辺道路整備が必要であることから、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の継続的・安定的な確保や制度拡充を図るなど、引き続き支援を行うこと。

#### 2 半導体関連人材の育成と確保

- 中長期的視点から国内の半導体人材の絶対数を増やすため、いわゆるSTEAMに係るカリキュラムの初等・中等教育への積極的な導入支援を行うとともに、自治体や大学などが取り組む総合的な半導体人材の育成・確保への支援を行うこと。
- 地方において半導体の研究開発や半導体に関わるカリキュラムを行っている大学や高等専門学校に対し、教授等の増員や学生の定数増、半導体研究・製造設備への財政支援など、高度人材の育成環境整備への財政支援を継続すること。
- 外国人を含む高度人材の確保・定着のため、自治体が行う環境整備(住宅、生活、教育など)への支援を行うこと。

【提案先省庁:内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

### 1 経済の好循環 (3)生産性の向上 ⑥半導体産業に対する支援

#### 現状／国の取組状況等

- 国が半導体・デジタル産業戦略(令和3年6月)を策定。  
(令和5年6月改定)
- 本県に拠点があり、国内唯一のDRAMメモリ半導体メーカーであるマイクロンメモリジャパン広島工場は、世界のDRAMの約10%を生産し、研究開発機能から生産まで一貫した施設を有する貴重な拠点。
- 経済産業省の主導のもと、産官学等が連携して半導体関連人材の育成・確保等に取り組む「中国地域半導体関連産業振興協議会」が令和4年10月に設立。
- 広島大学半導体産業技術研究所(旧:ナノデバイス研究所)を核とし、産官学が連携して、研究開発や半導体の中核人材の育成などに取り組む「せとうち半導体コンソーシアム」を令和5年3月に設立。高度人材育成に向け、企業や大学院生等を対象とした育成プログラムを実施するなど、取組を拡充中。
- マイクロン社が日本国内に対する最大5,000億円の次世代(1γ世代)DRAMの開発・製造に向けた投資計画を令和5年5月に発表。量産としては国内初となる最先端のEUV装置が広島工場に導入予定。これらの研究開発及び設備増強に対して、経済産業省が最大1,920億円の支援を令和5年10月に決定。
- 半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を支援するため、内閣府が地域産業構造転換インフラ整備推進交付金制度を令和6年1月に創設。本県への配分額は、令和5年度補正予算と令和6年度補正予算により、それぞれ376百万円、674百万円(国費)。
- 令和6年11月、補助や金融支援等により10兆円以上の公的支援を行う「AI・半導体産業基盤強化フレーム」の策定を閣議決定。
- 令和7年4月、次世代半導体企業等を支援するための情報処理促進法の改正法が成立。

#### 課題

- 最先端半導体の製造には、用地、排水処理、再生可能エネルギー等の電力の安定的かつ安価な供給、周辺の道路整備が求められており、継続的かつ安定的に財源を確保する必要がある。
- 特に大量の水を使用するため、排水処理については、新たに施設を整備するのに多大なコストがかかることから、支援の継続が必要である。
- また、半導体企業の競争力の維持・強化を図るためには、企業活動を下支えする物流の効率化・円滑化も重要であり、生産拠点や関連企業の規模拡大・集積に伴って増大する交通需要に対応した道路整備が必要である。
- 国内の半導体関連産業の国際的な競争力を維持・向上していくためには、中長期的な視点で半導体関連の幅広い世代における人材確保・育成が必要である。

#### 目指す姿

- 産官学が連携したエコシステムの構築が必要である。



## 1 経済の好循環

### (3)生産性の向上 ⑦生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

#### 国への提案事項

#### 1 新たな食料・農業・農村基本計画について

- 食料・農業・農村施策については、国としての食料安全保障の強化等の観点を踏まえつつ、地域の実情に応じた収益性の高い農業経営の実現に向け、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく取組を集中的に実施できるよう、関連する施策の充実・強化や必要な予算を確保すること。
- 持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、条件不利な中山間地域においても、収益性の高い農業経営を実現し、将来にわたって持続可能となるよう、地域の核となる企業経営体の育成やスマート農業技術の普及、生産基盤の整備など、国内生産の拡大を強力に進めること。
- 食料安全保障政策の実効性を確保する観点から、水田政策の抜本的な見直しを進めるとともに、水田の畑地化の促進などの生産基盤の整備や、鶏ふん堆肥や自給飼料などの地域資源の利用拡大を進め、輸入依存から国内生産の拡大を図る地域の取組を強力に後押しすること。
- 合理的な費用を考慮した価格形成の実現に向けては、実効性のある仕組みの構築を進めるとともに、食料の持続的な供給に要する費用負担のあり方について国民理解の醸成を進め、国産農林水産物の積極的な選択など、消費者の行動変容につながる取組を一層推進すること。

## 1 経済の好循環

### (3)生産性の向上

#### ⑦生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

#### 国への提案事項

#### 2 農業生産基盤の整備に必要となる農業農村関係予算の確保

- 農業従事者の減少が大きい中山間地域に多くの農地が所在する本県においても、担い手がスマート農業技術を活用しながら生産性を高めることができる農業生産基盤の整備、また農業経営を持続するための施設の機能保全対策等が可能となるよう、物価高騰などの影響を踏まえたうえで、必要な予算について、確保すること。

#### 3 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

- 農地中間管理機構が、地域計画の実現に資する農地集積を着実に遂行するため、活動に必要な予算を確保するとともに、増加が懸念される賃借料金の未回収について、機構に損失が発生しないよう、債権回収を行う仕組みを国として構築し、発生した損失については国費で補填すること。

## 国への提案事項

### 4 持続可能な水産業のための対策の実施

- 地球温暖化が瀬戸内海の水産業に及ぼす影響予測や、これを見据えた漁場造成手法の提案について、国の研究機関が中心となって情報交換の場を設けるとともに、中・長期的な対策について検討すること。
- 高水温に伴うかきのへい死について、国においてもへい死メカニズムの解明及び対策を検討し、その結果に基づき県が実施するへい死防止対策を支援すること。また、全国的にかき殻の発生量が増加していることから、新たな用途への活用も含め、かき殻の有効活用を推進する事業予算に対して、予算措置を行うこと。
- カタクチイワシなどの資源管理の推進にあたっては、漁業者や自治体の意見を踏まえて、沿岸漁業の実情に適したものとすること。
- ミズクラゲやアイゴは、瀬戸内海で広く大量発生していることから、広域的な移動追跡調査や関係府県による情報共有の仕組みづくり、大量発生の要因解明や効果的な駆除方法の検討について、国が中心となって、関係府県間で取り組める体制を整備すること。

【提案先省庁：財務省、農林水産省、水産庁】

## 1 新たな食料・農業・農村基本計画について

### 現状／広島県の取組

- 本県は、令和2年の経営耕地面積に占める中山間地域の割合が90%と全国1位である。
- 県では、令和3年に策定した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」に基づき、地域の核となる企業経営体の育成や、スマート農業の実装による生産性向上等を通じて、全国の中山間地域をリードする「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」を目指し、施策を推進している。
- 令和7年度は、現計画の最終年度であり、基本計画に基づく具体的な施策を最大限活用して次期計画の策定を行っていくこととしている。

#### ★経営体の育成を最重点に据えた施策の展開

～経営発展プロセスに応じた農業経営者学校(H23～)

#### ★飛躍的な生産性向上を目指したスマート農業の推進

～中山間地域に対応した実装モデルの構築(R3～)

### 課 題

- 国においては、基本法に掲げる基本理念に基づき基本的な施策の方向性を具体化する「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換を集中的に推し進めるとしている。
- 中山間地域の割合が高く、平坦な農地を利用した水稻、麦、大豆等の土地利用型作物を栽培する適地が少ないなかで、本県で食料安全保障へ貢献するためには、土地条件に適した作物の一層の生産振興を図る必要がある。
- 人手不足に対応するため、中山間地域に適応したスマート農業技術の普及に加え、導入効果を最大限に発揮させる農地の大区画化などの基盤整備を進める必要がある。
- また、肥料や粗飼料については、輸入依存度が高く価格高騰が経営に大きな影響を与えていることから、国産化に向けた取り組みを強化することが必要である。
- 加えて、持続可能な農業生産を実現していくためには、原材料価格などの上昇分を適正に価格転嫁していくことが重要であり、そのためには合理的なコストを考慮した仕組みの構築と消費者を始めとした社会全体の理解醸成を図ることが必要である。

## 2 農業生産基盤の整備に必要となる 農業農村関係予算の確保

### 現状／広島県の取組

- 広島県の農地は、区画が小さく、ため池など小規模な水源が多いため現状のままでは生産性の向上が難しい状況にある。
- このため、区画整理や排水対策等農業生産基盤の整備に取り組み「品質と収量の確保」と「生産経費の削減」に取り組んできた。
- こうした整備を契機として、県内外から担い手が定着し、順次、経営規模を拡大するなどの効果が発現している。

農業農村整備事業（大区画化、排水対策など）を契機として実現された生産性の高い農業生産



## 1 経済の好循環 (3) 生産性の向上 ⑦ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

### 課題

- 高齢化等による担い手の減少に対応するため、スマート農業等の導入による生産性の向上を図るため、再整備を含めた農業生産基盤の整備による環境整備が必要である。



- 農業用施設の劣化による突発事故が増加している。こうした事故の未然防止と管理の省力化への対応が必要である。



## 3 経営力の高い担い手への農地集積の更なる促進

### 現状／広島県の取組

- 農地中間管理事業の開始当初は集落営農法人の活用がほとんどを占めていたが、近年は農業参入企業、認定農業者及び認定新規就農者の活用が増加している。
- これらの経営体は、担い手不在で農地の遊休化が進む地域において園芸品目を生産する 경우가多く、土地生産性の高い品目の導入により、新たな雇用の創出によって経営発展につながっている。

【機構を活用した園芸用農地の集積(ha)】

| 年度      | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 単年度集積面積 | 1   | 30  | 39  | 53  | 75  | 52  | 80  | 39  | 66  | 62  | 68  |
| 累計      | 1   | 31  | 70  | 123 | 198 | 250 | 330 | 369 | 435 | 497 | 565 |

## 1 経済の好循環 (3) 生産性の向上 ⑦ 生産性の高い持続可能な農林水産業の実現

### 課題

- 農地中間管理機構は、管理農地の増加に伴い、賃借料金の未払いや未回収への対応等も増加しており、特に徴収不能となる事案の発生リスクが大きくなることが懸念される。
- 賃借料金の未回収・未払いについては、機構が契約当事者の責務を果たさなければならず、特に未回収となった賃借料金は機構が支払う義務があることから、機構が債務を負うこととなる。

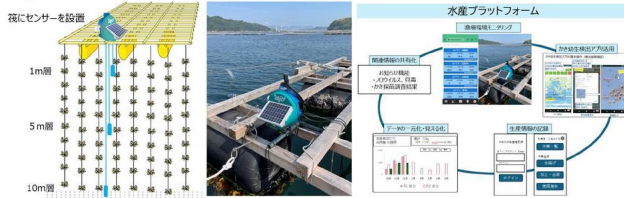
【年度別賃借料金支払状況】



## 現状／広島県の取組

- 水産資源の増大に向け、次の取組を行っている。
  - ・地先定着魚種の漁獲サイズ規制や禁漁日の設定など漁業者による資源管理と種苗放流による資源の添加
  - ・魚の餌場や住みかを確保するため、計画的な藻場造成の整備と併せ、有機物の堆積した底質の改善を図るため、海底耕うんを実施するとともに、その効果の検証
  - ・かき養殖に必要な漁場環境データ等を自動集積し、生産者が利活用できるシステム(水産プラットフォーム)の構築と、このシステムを用いた収穫適期予測やへい死防止対策等の養殖指導
  - ・下水道の緩和運転による栄養塩類の増加と水産資源の回復との関連性を確認するため、カキを対象とする実証試験の実施
- 瀬戸内海においては、カタクチイワシなどTAC管理制度による資源管理が段階的に導入され始めたばかりであり、県からも折に触れて漁業者の認識や理解が得られるよう説明に努めている。
- 大量発生しているミズクラゲへの対策として、専門家の助言を受けながら、ポリプなどの発生源調査や、ICTを活用した効果的な駆除方法の検討を令和5年度から始めている。

### 【水産プラットフォームを活用したスマートかき養殖の推進】



## 課題

- 地球温暖化による海水温の上昇は、藻場の消失など漁場機能の低下、水産資源の変動に様々な影響を及ぼしており、早急かつ抜本的な温暖化対策が必要な状況となっている。
- 高温に伴うかきのへい死や育成不良による生産量の減少が課題となっている。また、それに伴うかき殻発生量の増加と従来の需要の減少が相まって、価値ある資源であるかき殻の需給バランスが崩れている。
- TAC管理制度による資源管理の取組が瀬戸内海の漁業の実情と漁業者の意見を踏まえた制度として、関係府県と連携が図られるよう、国が主体的な調整機能を果たすことが必要である。
- 近年、瀬戸内海中央部において、ミズクラゲやアイゴなど水産業の持続可能性を妨げる水生生物が大量発生し、漁業に大きな影響が出ていることから、瀬戸内海関係府県とも連携した取組が必要である。

【令和7年1月のポリプ調査結果(広島県福山市沿岸)】

推定ポリプ数：緯度 × 経度(緯度経度) × ポリプの密度



【ミズクラゲ駆除実施の様子】



# 1 経済の好循環

## (3)生産性の向上 ⑧DMOによる観光地経営の推進

### 国への提案事項

観光立国推進基本計画においても、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を重視しており、各地域において観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要となっている。大阪・関西万博など世界規模のイベント開催等を追い風に更なる誘客促進に向け、DMOの安定的な活動を支えるための財政的基盤の強化が急務である。

### 1 観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

### 2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられているTID制度を参考に、次の点を踏まえ、地域再生エリアマネジメント負担金制度の制度改正を行うこと
- ・ 地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務は、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県または地域公共団体の組合が事務主体となれるよう制度を拡充すること
- ・ 活動期間が5年を超える場合にも制度を活用できるよう更新手続きを規定すること

【提案先省庁：内閣府、観光庁】

## 1 経済の好循環 (3)生産性の向上 ⑧DMOによる観光地経営の推進

### 現 状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。  
※1：登録DMO：312法人、候補DMO：35法人が登録を受けている。(2025年3月現在)
- (一社)せとうち観光推進機構のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、コロナ禍前の過去最高を記録した2019年を大幅に超えた。(一社)山陰インバウンド機構のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、前年を大幅に上回ったものの、コロナ禍前の水準には達していない。

◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移 (出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

| 広域連携DMO名   | 対象エリア                | 外国人延べ宿泊者数(人) |             |               | 2024年<br>/2019年<br>(%) | 2024年<br>/2023年<br>(%) |
|------------|----------------------|--------------|-------------|---------------|------------------------|------------------------|
|            |                      | 2019年        | 2023年       | 2024年<br>(速報) |                        |                        |
| せとうち観光推進機構 | 兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛 | 4,401,650    | 3,665,390   | 5,635,300     | 128.0%                 | 153.7%                 |
| 山陰インバウンド機構 | 鳥取・島根                | 288,690      | 124,250     | 226,780       | 78.6%                  | 182.5%                 |
| 【参考】全国数値   | 47都道府県               | 115,656,350  | 117,751,450 | 163,598,990   | 141.5%                 | 138.9%                 |

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2024年度は約402億円の予算が計上されているが、DMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえDMOの登録制度に関するガイドラインが改正され、令和7年にも改正を予定されているものの(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2：ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続きが煩雑になり、現実的ではない。  
また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

## 関係法令の施行

### ○ 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収(※3)を開始

※3: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2025年度は約441億円を予算計上。

#### ◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

### ○ 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

#### ◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ①市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ②受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注) 海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度(※4)の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4: 先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID: Business Improvement District ビジネス改善地区

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID: Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを初めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

## 課題

### ● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ①広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ②事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。
- ③DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。
- ④構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

### ● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ①国際観光旅客税のうち、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- ②その内容も、人材育成支援といった側面支援的で、DMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

### ● DMOが地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ①市町村域及び県域にまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。
- ②計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。

## 2 人口減少対策

### (1) 東京一極集中の是正

#### 国への提案事項

これまで地方創生の様々な取組が行われてきたが、東京一極集中という大きな流れを変えるには至っていない。過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけでなく、イノベーションの源泉となる多様性を失わせ、国全体の生産性や競争力の向上を阻害することとなる。また、合計特殊出生率の低い東京圏に人が集まることによる日本全体の出生数の減少や、大規模災害によるリスクなど、日本の持続的な発展を阻害するものであり、放置すれば日本全体が衰退していくことになる構造的な課題である。

国においては、こうした構造的な課題の解決を国政の中心に据え、必要な政策を総合的に推進するよう取り組んでもらいたい。

#### 1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

- 地方・東京圏の転出入均衡に向けて、
  - ・国と地方で取り組むべきことを明確化し、取組ごとに転出入への影響を具体的に示すこと。
  - ・これまでの国の取組について、効果検証を行い、必要な見直しを早急に図ること。

#### 2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

- 国が主体となり、マスメディアやソーシャルメディアなど広報媒体を積極的に活用し、地方の魅力等を発信することにより、国民の価値観を地方志向へと大転換するような機運醸成を積極的に進めること。

## 2 人口減少対策

### (1) 東京一極集中の是正

#### 国への提案事項

#### 3 東京と地方における財源配分の適正化

- 二地域居住など、ライフスタイルの多様化に対応する新たな住民税の仕組みを創設すること。

#### 4 企業の移転促進に向けた調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

#### 5 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 企業の地方移転を実現するための実効性の高いKPIを設定することで、適切に進捗管理を行うとともに、
  - ・雇用促進税制の適用要件から法人全体の従業員の増加を限度とする規定を撤廃するなど企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制を更に拡充するとともに、東京圏と地方での従業員数により、法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
  - ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
  - ・東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
  - ・本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

国への提案事項

6 U I J ターン就職の促進に対する支援

- 小・中・高の教育の段階で、児童・生徒が県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、児童・学生に対する地方へのUターン就職・転職の動機付けを後押しする取組、また教育に参画する企業を増やす取組に対する支援を行うこと。
- 新しい地方経済・生活環境創生交付金(地方創生移住支援事業)のマッチング支援事業については、令和6年度末に終了したマッチングサイトのデータ連携を維持させるための仕組みの再構築、又は新たにサイト閲覧者数等を確保するための広告費等の財源措置をとること。
- また、新しい地方経済・生活環境創生交付金(地方就職学生支援事業)については、
  - ・採用活動前のインターンシップにかかる費用への支援、
  - ・企業補助型の支給スキームの選択導入、
  - ・県出身者の多いエリア等への対象地域・大学の拡大など、支援制度の見直し・拡充を図ること。

7 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- デジタル人材が質・量ともに不足していることに加えて、都市圏への偏在も課題となる中、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチングの取組を強化し、地方へのプロフェッショナル人材の還流を促進すること。
- 東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

国への提案事項

8 選ばれる地域を実現する質の高い教育環境の提供

- 幼稚園から小・中・高等学校に至る各段階における質の高い教育環境の提供は、多様な人材の育成・確保や若年層の県外流出防止にとどまらず、「『地方創生2.0』の基本的な考え方」でも示されている「若者や女性にも選ばれる職場や暮らしを実現する政策の強化」に大きく資するものであり、東京圏への一極集中を押しとどめ、逆回転の流れを生み出していく上で不可欠である。

このため、国立大学附属学校においては、教育研究機能のみならず、地域における魅力的な教育の受け皿となっていることにも十分配慮した上で、国立大学法人運営費交付金において、附属学校における必要な定員の確保や機能強化・魅力向上を目的とした重点支援枠の拡充など充実を図ること。

9 全国統一的な調査の実施及び国で公表している類似の人口統計の統合

- 東京一極集中の是正や人口減少対策の効果的な施策を実施するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、移動理由等を解明できる全国統一的な仕組みを構築するとともに、人口実態の正確な把握が可能となるよう、国で公表している類似の人口統計を統合すること。

1 東京一極集中の是正に向けた取組の影響提示、効果検証等

2 地方志向への価値観の転換に向けた社会機運の醸成

## 現状／国・広島県の取組状況

### ○ 国の取組状況

国は、2014年に第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して以降、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などの取組を進めてきた。

#### 【参考】国の主な取組

- ・ 地方拠点強化税制
- ・ 地方大学・産業創生法
- ・ デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）
- ・ デジタル人材地域還流戦略パッケージ（地方創生起業支援金・地方創生移住支援金）等

### ○ 広島県の取組状況

広島県においても、社会動態の均衡に向け、企業誘致や学生の県内就職促進など、様々な取組を進めてきた。

#### 【参考】広島県の主な取組

- ・ 県内高校・大学と連携した中小企業の魅力を知る機会の拡充
- ・ 県外学生等に対するUターン就職促進
- ・ デジタル系企業を中心とした本社・研究開発機能等の誘致
- ・ 東京圏等から移住の促進 等

## 2 人口減少対策

### (1) 東京一極集中の是正

## 課題

- 国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたが、東京圏への転入超過数は、2019年には約15万人と取組開始前の2013年と比較して1.5倍に拡大しており、検証においても、「施策効果が十分に発現するまでには至っていない」と評価されている。
- 第2期総合戦略では、「2024年度に地方と東京圏との転入・転出を均衡させる」という目標を設定していたが、2022年12月に策定した、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では達成時期を2027年度と後ろ倒しされている。
- こうした中、2024年における東京圏への転入超過数は13.6万人と依然高い水準となっており、転出入均衡へ向かう兆しは見えない。
- 広島県においては、国内移動の転出超過数が、2023・2024年において、1万人を超える水準に至っており、そのうち東京圏への転出超過が全体の4割以上を占めている。
- マスメディアやソーシャルメディア等においては、東京圏での生活や暮らしの魅力を強調するようなコンテンツが多く、こうした状況が東京一極集中を更に加速させている可能性がある。

3 東京と地方における財源配分の適正化

4 企業の移転促進に向けた調査・分析

5 地方移転を促進するインセンティブの構築

## 現状／国の取組状況等

### ○ 多様なライフスタイルに対応した地域活性化のための基盤整備（二地域居住の促進）

- ・ コロナ禍を経て、Uターンを含めた若者・子育て世帯等を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、その促進に向け、基盤整備に関する法改正が2023年5月に行われたところ。

### ○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約28%が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）に所在。
- ・ 東京圏への本社移転は、2021年から転出超過となっているが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

### ○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

#### 【地方拠点強化税制】～令和6年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和8年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び併設する育児施設を対象施設に追加
- ・ 税制適応対象期間の緩和等の雇用促進税制の拡充
- ・ 建物の取得価額に上限を設定する等のオフィス減税の縮減

## 2 人口減少対策

### (1) 東京一極集中の是正

## 課題

- 二地域居住を一層促進し、地方への人の流れを創出・拡大していくためには、住民税の仕組みについても、二地域居住に対応させる必要がある。
  - 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、地方への人の流れの創出・拡大に取り組むとともに、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
  - 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。
- （地方拠点強化税制）
- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

## 現状

## 【小中高のキャリア教育等】

- 広島県では進学前に地元企業と接点を持つことで地域に愛着を持ち、大学進学後の地元就職・Uターン就職に好影響を与えるという仮説の元に、県内高校に対して「ひろしま業界マップ」の配付や地元企業の出前講座を実施している。  
(実績) 地元企業の出前講座  
R5年度: 34校5,261人参加 R6年度: 40校5,600人参加見込

## 【マッチング支援事業】

- 令和3年度より運用を開始したマッチングサイトについて、内閣府とYahooの間で効果的なデータ連携(県求人サイト掲載の求人情報を、民間求人まとめサイトに連携掲載する仕組み)を行っていたが、令和7年3月末で終了することにより、情報発信力が確約されなくなる。

## 【地方就職学生支援事業】

- 東京都内に本部を置く大学の学生のUターン就職を促進するため、令和7年度から地方就職学生支援事業の制度が拡充されたが、東京都に本部がある大学に通う学生のみが対象となっており、東京圏に位置づけられる埼玉県、千葉県、神奈川県に本部を置く大学の学生は対象になっていない。
- また、広島県は大学への進学率が高く、大学が集積する関西圏への進学者も多いことから、関西圏からの地方就職促進も必要な取組である。
- インターンシップを行う企業が増加しており、企業が採用選考前の段階から学生と接点を持つことは、学生の就職先選択において重要な意味を持つようになっている。

## 課題

- 地方創生の観点から、県外大学に進学した学生がUターン就職することを促すことが重要な取組であるため、進学前に地元への愛着を持たせることが重要である。
- 東京圏への一極集中は、地方と国が一体となって取り組むべき喫緊の課題であり、求人情報の提供は特に重要である。
- なかでも大きなウェイトを占める「20～24歳」の移動を促す、新卒就職については、人手不足の労働環境も相まって、活動期間が早期化・長期化しており、地方企業が採用選考前に学生と接点を持つことで地方就職促進につながると考えられる。

## 現状／広島県の取組

## ○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- ・ 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

## 【拠点の活動実績(令和7年3月末までの累計)】

|     | 相談件数    | 成約件数     |
|-----|---------|----------|
| 全 国 | 119,172 | 32,195   |
| 広島県 | 4,002   | 1,016(※) |

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、2,521件

## ○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- ・ 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

## 【補助金交付実績(令和7年3月末までの累計)】

|              | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    | 計     |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 補助件数(常勤雇用)   | 20    | 33    | 34    | 40    | 53    | 39    | 41    | 47    | 47    | 354   |
| 首都圏からの転職・転居数 | 5     | 18    | 8     | 12    | 29    | 17    | 22    | 15    | 17    | 143   |
| 割 合          | 25.0% | 54.5% | 23.5% | 30.0% | 54.7% | 43.6% | 53.7% | 31.9% | 36.2% | 40.4% |

## 課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているものの、東京圏の転入超過は約13万人(令和6年)となっており、東京一極集中の解消には至っていない。
- 高度なデジタル人材等の地方還流を促進することにより、地方企業の成長戦略の実現を後押しする必要がある。

## 現状／国の取組状況

### ○ 国立大学改革の推進

国においては、価値創造の源泉となる研究力の強化など、ミッション実現に向けた大学改革を推進しつつ、安定的・継続的に教育研究活動の支援を行うこととしている。

また、国立大学法人広島大学においては、幼稚園から高等学校までの学校種を有する強みを活かし、附属学校においてSTEAM教育の推進など先導的な実験的カリキュラムにチャレンジするなど、我が国の初等・中等・高等教育を包括した教育改革に先導的に取り組まれているところ。

#### 【参考】国立大学法人運営費交付金

うち、教育研究組織の改革に対する支援(R7:98億円)  
※教育研究活動の充実等に向けた附属学校の機能強化のための支援を含む

#### 【参考】広島大学附属学校園の機能強化策(R5.3)

- ・東広島地区・三原地区における幼稚園の統合(1園2園舎)  
【令和6年度から実施済】
- ・福山地区における中学校・高等学校の改組(中等教育学校)と各学級定員の見直し(40人→32人)【令和9年度から実施予定】

## 2 人口減少対策 (1)東京一極集中の是正

### 課題

- 本県教育においては、総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に基づき、乳幼児期から大学・社会人までを系統立てた方針のもと、「学びの変革」の更なる加速に向けた新たな取組への果敢なチャレンジなど、オール広島県で取り組んでいくこととしている。
- こうした中、広島大学附属小・中・高等学校においては、機能強化策として学級定員の見直しを予定されており、受入定員は減少する見込み。
- 大学法人においても、附属学校が、地域における魅力的な教育の受け皿であることを認識されているが、定員減少が、児童・生徒の進学時における県外転出や転入抑制に繋がる可能性も考えられる。
- このため、本県が学習環境として魅力的な地域として選ばれるためには、公立・私立における魅力・特色のある学校づくりの取組と併せて、国立大学附属学校における必要な定員を確保するとともに、学校の機能強化・魅力向上に継続的に取り組んでいただく必要がある。

## 現状

### ○ 全国統一的な移動理由の調査・分析の必要性

- ・本県では以前から、市区町窓口での転出入手続き時に移動理由を把握するための独自調査を行っている。
- ・この調査は、法令で定めのない任意協力に基づく調査であることや、令和5年からマイナポータルでの転出届の提出が可能となったことによる窓口来所者の減少により、特に近年、調査票の回収率が伸び悩んでいる。
- ・また、同様の独自調査を実施している都道府県も少なく、かつ調査項目が異なっていることから、全国比較が困難な状況にある。

### ○ 国公表の類似の人口統計の統合

- ・現在、国の人口に関する統計は、目的や集計方法、データの種別等が異なったものが、複数の機関から数種類公表されており、地方自治体や世間において、人口の状態を正確に捉えることが困難な状況にある。

#### 【参考】国公表の人口統計について

|       | 住民基本台帳人口移動報告        | 人口推計                          | 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数        |
|-------|---------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 調査主体  | 総務省統計局              | 総務省統計局                        | 総務省自治行政局                      |
| 目的    | 住民基本台帳による人口の移動状況の把握 | 国勢調査の実施間の時点においての各月、各年の人口状況の把握 | 住民基本台帳上の人口及び世帯数並びに1年間の人口動態の把握 |
| 調査期間  | 1月～12月              | 10月～翌年9月                      | 1月～12月                        |
| 年報公表日 | 1月下旬                | 4月中旬                          | 7月下旬                          |

## 2 人口減少対策 (1)東京一極集中の是正

### 課題

- 国と地方が東京一極集中の是正や人口減少対策の効果的な施策を実施するためには、人口の実態の詳細な把握と要因分析が重要である。
- そのため、転出入届時等で移動理由を解明できる全国統一的な仕組みを構築し、さらには、国で公表している類似の人口統計を統合するなど、地方自治体等が人口実態を総合的に把握可能なものとする必要がある。

## 2 人口減少対策

### (2) 子ども・子育て

#### 国への提案事項

##### 1 子供の予防的支援の推進

- 「こどもデータ連携実証事業」の全国展開に向けて、効果検証や成果の見える化を行うとともに、予防的な支援に関わる職員の育成・確保及び必要な財政支援を検討すること。
- 予防的な観点から関係機関と連携し早期に支援が行えるよう、児童の情報を関係機関で共有することについて、制度上の位置づけを明確にすること。

## 2 人口減少対策

### (2) 子ども・子育て

#### 国への提案事項

##### 2 子育てに関する経済的支援の強化

- 誰もが安心して子育てできる環境を整備するため、子育てに関する経済的支援の強化については、地方自治体の財政力に応じてこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講ずることを前提に検討を行い早期に実現すること。
  - ・ 少子化への対策として、就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、先行して自治体が独自で実施する場合、その財政的支援を行うこと。
  - ・ どこに住んでいても、受けられる医療サービスに差が生じないよう、全国一律のこども医療費助成制度を創設すること。
  - ・ 経済的事情や居住地等による格差を是正し、子育て世帯への支援を強化するため、国の財政負担による学校の給食費無償化を早期に実現すること。なお、学校給食費の無償化に当たっては、子供たちの健全な成長のために栄養バランス等の食事内容の充実や食に関する指導、物価高騰にも配慮すること。

【提案先省庁：こども家庭庁、文部科学省】

## 1 子供の予防的支援の推進

### 現状／広島県の実情

#### 【子供の予防的支援の推進】

- モデル3市町において補助事業を実施しており、こどもの育ちに関する様々なデータを集約・分析し、潜在的に虐待リスクがあるこどもや家庭に対し、予防的な支援を継続的に行っている。
- 国は、令和4年度からこどもデータ連携に係る実証事業を開始し、令和7年度は取組の事例集の作成や、これまでの取組における課題整理を進めるとしている。

## 2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

### 課題

#### 【子供の予防的支援の推進】

- データ連携やシステム開発には多額の費用が必要であり、既存の国庫補助を活用してもなお、事業実施にあたり市町の財政的負担が大きい。
- 予防的な支援は、通常の虐待対応と異なり、問題が発現していない家庭への関わりがあるため、職員の育成・確保等が必要。
- 個人情報の保護の観点から、潜在的に支援が必要と考えられる児童を要支援児童として管理し、関係部署と情報共有をしているが、制度上の位置づけが不明確であり、市町の判断に委ねられている。

## 2 子育てに関する経済的支援の強化

### 現状／広島県の実情

#### 【子育てに関する経済的支援の強化】

- 本県において、令和6年度に子育て当事者等と知事が直接意見交換を行った車座会議では、経済的負担の更なる軽減について強い要望があり、併せて実施したアンケートでは、子供を持ちたいという希望の実現に向けた公費負担の更なる充実について、「必要と思う」が88.9%という結果であった。
- 県内の各市町においては、子育てや定住促進などの施策の一環として、地域の実情に応じて助成内容等の拡充を実施している。
  - ・ 0歳から2歳までの保育については、利用人数が限定的であることなどを理由に、国のこども政策強化の動きの中でも拡充は見送られたことから、近年、独自に減免や無償化を実施する市町が増えている。
  - ・ 各市町においては、こども医療費助成制度については、全ての市町が県の助成に上乗せする形で、公費負担を行っている。
  - ・ 学校給食費は保護者等が負担しているが、県内の一部市町においては無償化等の措置を行っている。

## 2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

### 課題

#### 【子育てに関する経済的支援の強化】

- 少子化対策には、経済的な面も含めた子育てに係る安心感の醸成が重要であるが、自治体の財政状況によって、子育てに関する経済的支援の内容に格差が生じている。

#### ＜参考1 県内市町の幼児教育・保育の無償化の状況＞

|             |                                                                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【令和6年度から実施】 | 府中市・世羅町・神石高原町(0～2歳児完全無償化)<br>広島市(第3子以降無償化、第2子を半額)<br>三原市・尾道市・福山市(0～2歳の第2子以降無償化)<br>廿日市市(0～2歳の第1子を半額) |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### ＜参考2 県内市町のこども医療費助成の状況＞

(R7.4.1時点)

| 助成対象    |   | 入院      | 通院      |
|---------|---|---------|---------|
| 小学校卒業まで |   | 0       | 0       |
| 中学校卒業まで |   | 4       | 4       |
| 高校卒業まで  |   | 19      | 19      |
| 自己負担    | 有 | 21 (※1) | 22 (※1) |
|         | 無 | 2       | 1       |
| 所得制限    | 有 | 2 (※2)  |         |
|         | 無 | 21      |         |

(※1)未就学児又は非課税世帯に限り自己負担無しとしている市町を含む

(※2)一部の年齢層に限り所得制限なしとしている市町を含む

#### ＜参考3 県内市町学校給食費無償化の状況＞

|             |                                     |
|-------------|-------------------------------------|
| 【令和6年度実施状況】 | 大竹市、安芸高田市(無償化)<br>三原市、海田町、坂町(一部無償化) |
|-------------|-------------------------------------|

## 2 人口減少対策

### (3)教育の充実

#### 国への提案事項

#### 1 質の高い教員・人材確保のための環境整備

- 産・育休代員の対象期間の延長及び対象校種・職種の拡大を図ること。
- 日本語指導担当教員の拡充及び小学校における教科担任制の対象学年の拡大など教職員定数の一層の拡充を図ること。
- スクール・サポート・スタッフの全小中学校への継続的な配置、スクールソーシャルワーカーや部活動指導員など教員をサポートする人材を必要とする全ての学校に配置ができるように、財政措置の拡充を図ること。
- 学校部活動の地域連携・移行に当たり、指導者となる人材の確保や指導者の処遇改善、地域クラブ活動の運営・実施主体となる団体の体制整備等の財政措置を講じること。
- 教員採用選考試験の早期化を進めるに当たっては、教育実習を含めた教職課程の編成・実施時期について、大学に対して、早期化に合わせたカリキュラムの見直しを働きかけるなど必要な措置を講じること。
- 大学院を対象とした教員人材確保のための奨学金の返還支援の取組について、学部段階の学生まで対象の拡充を図ること。

## 2 人口減少対策 (3)教育の充実

#### 国への提案事項

#### 2 学びのセーフティネットの構築

- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現するため、経済的に困難な状況にある家庭へ、切れ目のない支援が行えるよう、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど更なる教育費負担の軽減を図ること。

#### 3 公立学校施設整備の促進

- 公立学校施設の長寿命化改修等に係る国庫補助について、近年著しく上昇している物価及び人件費を踏まえ、実工事費に見合った建築単価を設定するとともに、交付金算定割合の引上げを行うこと。また、計画的に公立学校施設の整備を推進していくため、当初予算において十分な財源を確保すること。
- 私立高校を含めた授業料実質無償化等を踏まえ、公立高校の特色化・魅力化に資する施設整備の充実・機能強化を図るための交付金等を新たに創設するなど、公立高校の施設設備の整備に対する抜本的な財政支援措置を講ずること。

【提案先省庁：文部科学省、スポーツ庁、文化庁】

## 現状／広島県の取組

- 産・育休代員確保支援加配の要件が、5月から7月末までの期間に産育休を取得する見込みがあり、かつ、小・中学校の教職員及び特別支援学校(小・中・学部)の教員に限られており、8月以降に産育休を取得する場合や、高等学校・特別支援学校高等部の教職員は加配措置の対象となっていない。
- 日本語指導について、教職員定数を活用し、一定の対象児童生徒の在籍がある学校に加配教員(常勤)を配置するとともに、少数在籍校に対する支援として、週当たり5時間程度の非常勤講師の措置を行っている。
- 小学校教科担任制については、令和7年度から高学年(第5・6学年)に加え、第4学年まで対象が拡大されたもの、第3学年は対象となっていないため、小規模校では措置要件を満たすことができず、活用しにくい状況にある。
- スクール・サポート・スタッフの配置や管理職による組織マネジメントの徹底等により、時間外在校等時間が月45時間を超える教員は減少しているものの、依然として多く存在している。
- 50の中学校区と4つの拠点となる県立高校にスクールソーシャルワーカーを配置し、1配置当たり年間500時間以上を措置しているが、生徒指導上の諸課題が生起する背景が多様化・複雑化していることから、スクールソーシャルワーカーへの相談件数は、増加傾向にある。
- 学校部活動の地域連携・地域移行については、県内全ての市町において検討が進められ、うち13の市町では学校関係者や競技団体等で構成する検討協議会などを設置し、具体的な方針や運用の検討が進められている。また、令和6年度においては、7市町において国の実証事業を実施した。
- 質の高い教員の確保に繋げる観点から、全国的に教員採用試験の日程を前倒しする中、本県においては、受験者の負担が大きい等の理由から、今年度についても、前倒しを見送っている。
- 国においては、令和7年度採用から、正規教員として採用された大学院生のみを対象に、日本学生機構の第一種奨学金の返還免除を行っている。

## 課 題

- 更なる産・育休代員確保の推進のためには、対象期間の延長や対象校種・職種の拡大が必要である。
- 日本語指導について、少数在籍校を含めた、公立学校に在籍する全ての対象児童生徒に十分な指導を実施するために、より一層の定数拡充が必要である。
- 教員の持ちコマ数軽減や業務負担軽減など学校の働き方改革を進めるために、小学校教科担任制の対象を第3学年へ拡大するとともに、スクール・サポート・スタッフ等の継続的な配置など教員をサポートする職員の一層の拡充が必要である。
- よりきめ細かな支援を行うために、専門的な知識と技術をもつスクールソーシャルワーカーの一層の拡充が必要である。
- 学校部活動の地域連携・地域移行に当たっては、各市町がそれぞれの実情に応じた方策を検討しているが、多くの自治体において、地域移行の受け皿や指導者の確保、それに伴う財源の確保などが課題と感じており、継続的な支援が必要である。
- 教員採用試験の日程の前倒しについては、県内大学関係者からも教育実習の日程との調整で懸念を示されており、実施に当たっては、本県のみならず、全国の大学等において同様に教職課程に係る対応がなされる必要がある。
- 教職の重要性をより広く社会的に顕示することで、学生の教員志望の意欲を強め、教員志願者の全国的な拡大につながるという質的・量的な観点から、奨学金の返還支援の対象範囲をできるだけ幅広く捉えて、学部段階の学生も含めて対象としていくことが必要である。

## 【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)  
地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金  
(中学校における部活動指導員の配置支援事業)

## 現状／広島県の取組

## 【学びのセーフティネットの構築】

- 広島県では、高校入学時に、授業等の教育活動で使用する学習者用コンピュータ端末(一人1台端末)を保護者負担で準備するよう案内しており、低所得世帯に対する支援として、端末購入費を対象とした県独自の給付型奨学金を、国の交付要綱等に基づく奨学給付金制度とは別に支給している。

## 【公立学校施設整備の促進】

- 公立学校施設の老朽化が進む中、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上と、施設の長寿命化を図る老朽化対策との一体的な整備等が求められている。

## 課 題

## 【学びのセーフティネットの構築】

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう継続して支援を行う必要があるが、端末購入費に係る支援が、県の大きな財政負担となっている。
- 小・中学校と同様に、高等学校段階においても一人1台端末が活用できる環境を整備するため、奨学給付金制度に端末購入費を勘案するなど、国庫負担による支援が必要である。

## 【公立学校施設整備の促進】

- 学校種を問わず、長寿命化改修だけでなく、今後、躯体の耐用年数経過に伴う改築も必要となることなどから、更に多額の財源確保が課題である。
- 近年、物価及び人件費が高騰しているが、国庫補助の算定基礎となる建築単価が、実際の工事費に見合っておらず、また、技術者不足による入札不調などにより事業の遅延が発生していることから、国の補正予算や本省繰越予算による措置では、計画的な事業の遂行が困難である。
- 私立高校を含めた高校授業料の実質無償化に伴って、地域にある公立高校の教育環境の維持が困難になる恐れがある。県内全体の高等学校教育の機会均等を維持し、教育の質の向上を図るため、施設面等を含めた公立高校の魅力化・機能強化に取り組む必要がある。

## 【関係補助金】

教育支援体制整備事業費補助金